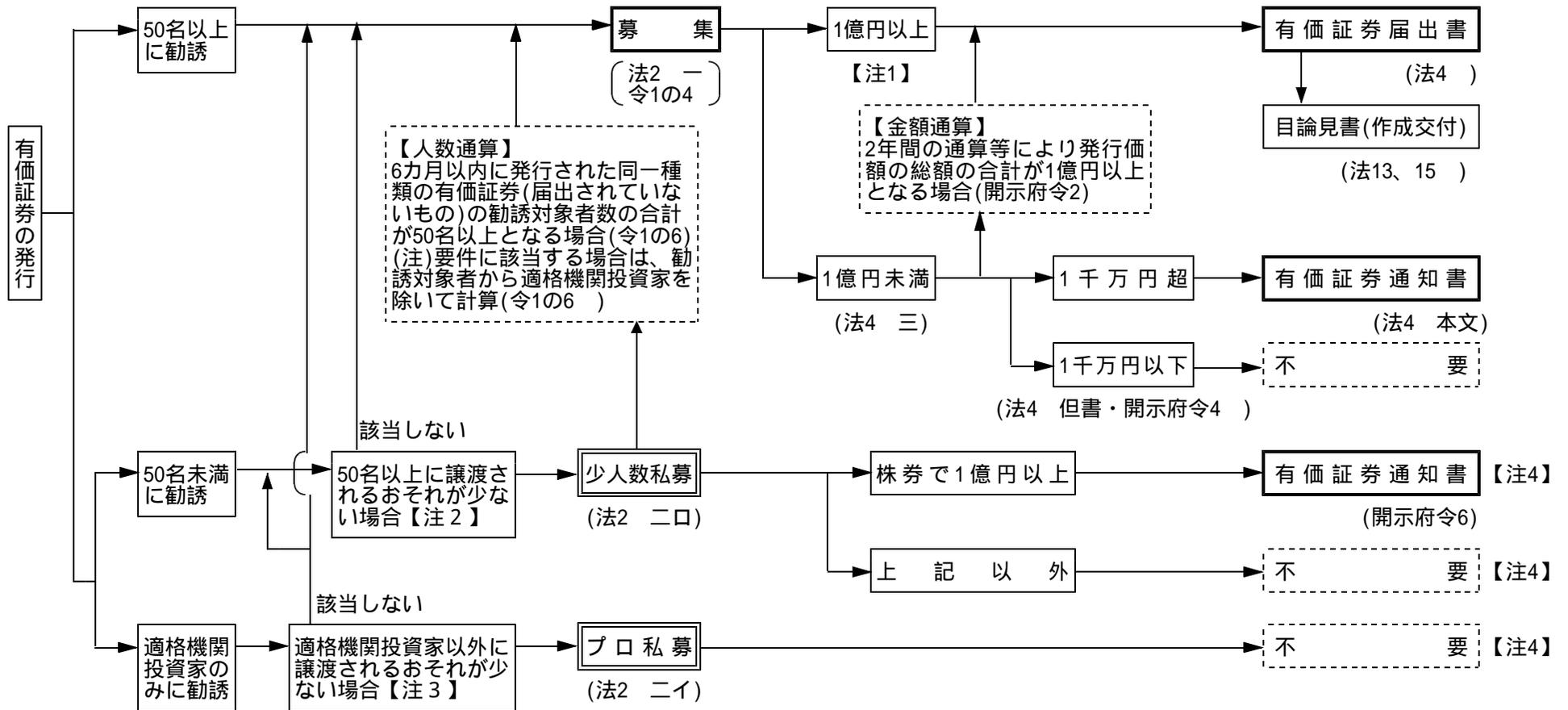


証券取引法における債券発行手続

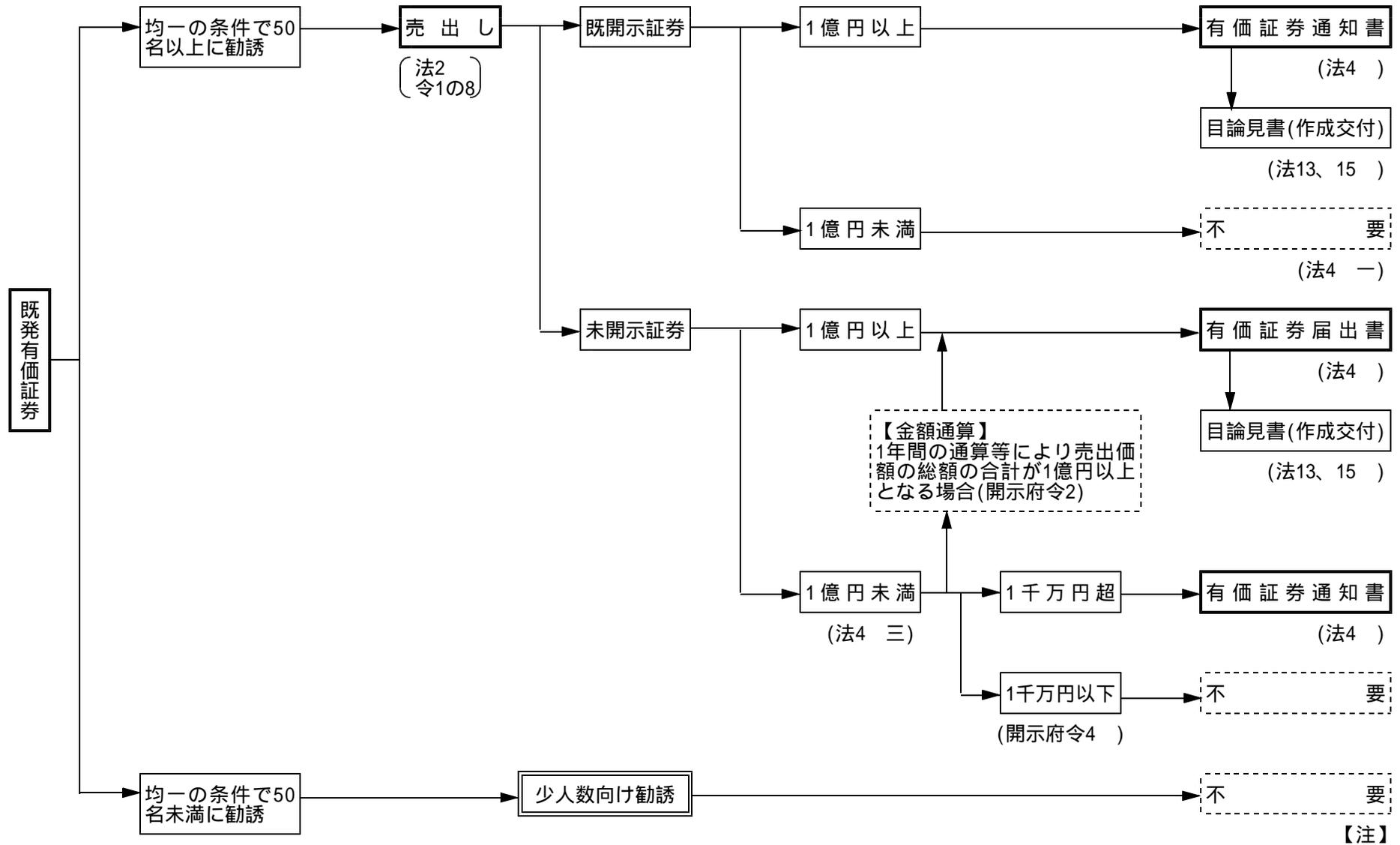
新規発行有価証券の届出義務のフローチャート



- 【注1】 上場又は店頭登録しようとする場合の証券取引所又は証券業協会の規則による株券の募集は1億円未満でも有価証券届出書を提出しなければならない。(開示府令2八)。
- 【注2】 「50名以上に譲渡されるおそれが少ない場合」の要件
 株券・・・証券取引法24条1項各号のいずれにも該当しない場合(未公開株券等)(令1の7一)
 C B・WB・・・転換後の株券又は権利行使後の株券が未公開株券等で、記名式かつ転売制限(一括譲渡以外の譲渡禁止)又は枚数50枚未満かつ単位未満に分割禁止(定義府令7)
 普通社債券・・・記名式かつ転売制限(一括譲渡以外の譲渡禁止)(定義府令7 一)
 C P・・・枚数50枚未満かつ単位未満の分割禁止(定義府令7 二)
- 【注3】 「適格機関投資家以外に譲渡されるおそれが少ない場合」の要件
 株券・・・当該株券が未公開株券等で転売制限(プロ以外への譲渡禁止)を定めた譲渡契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。(令1の5一)
 C B・WB・・・転換後の株券又は権利行使後の株券が未公開株券等で、転売制限(プロ以外への譲渡禁止)が明白となる名称が付され、その旨が当該有価証券に記載されていること(令1の5二)
 普通社債券・・・記名式かつ転売制限(プロ以外への譲渡禁止)又は無記名式かつ取得の条件(社債登録を請求する旨及びプロ以外への譲渡を行わない旨)(令1の5三、定義府令5 一)
 C P・・・裏書禁止かつ転売制限(プロ以外への譲渡禁止)(定義府令5 二)
- 【注4】 少数私募による場合(株券等、C Pは除く)及びプロ私募による場合には、届出が行われていない旨等を相手方に告知する義務がある(発行価額の総額1億円未満は免除)(法23の13)

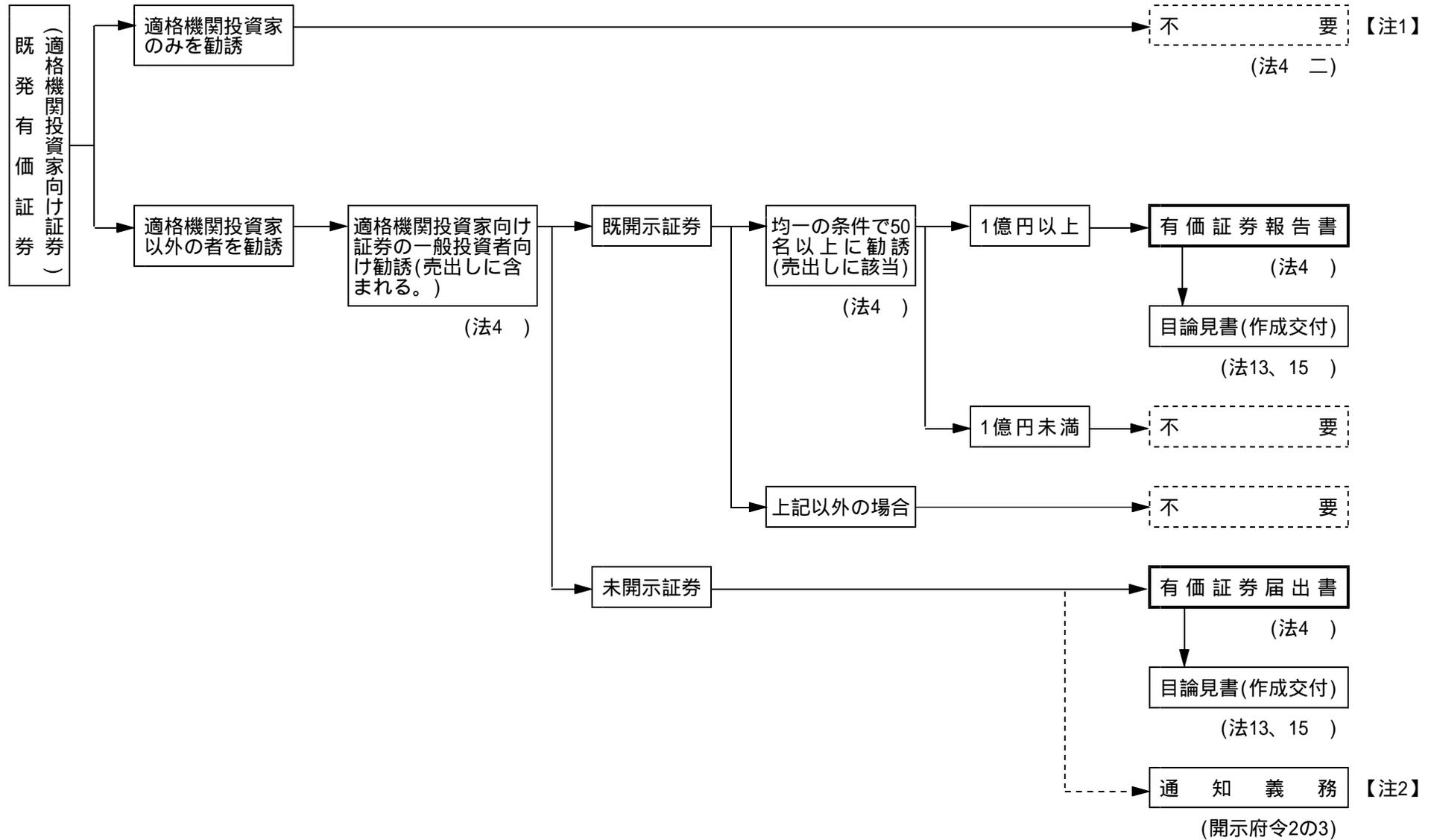
証券取引所に上場されている有価証券、店頭登録されている有価証券、募集または売出しにあたり有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した有価証券、所有者数500人以上の株券または優先出資証券(ただし、資本金5億円未満の会社を除く)の発行者は、事業年度ごとに有価証券報告書を提出しなければならない(法24)。また、有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その事業年度が一年である場合には、半期報告書を提出しなければならない(法24の5)。

既発有価証券の届出義務のフローチャート



【注】 少人数私募により発行された有価証券(株券等、CPは除く)の少人数向け勧誘の場合には、届出が行われていない旨等を相手方に告知する義務がある(発行価額の総額1億円未満は免除)(法23の13)

既発有価証券(適格機関投資家向け証券)の届出義務のフローチャート



【注1】 適格機関投資家向け証券を適格機関投資家のみを相手方として勧誘する適格機関投資家は、届出が行われていない旨等を相手方に告知する義務がある(発行価額の総額1億円未満は免除)(法23の13)。

【注2】 適格機関投資家向け証券の発行者及び発行者の代理人は、有価証券届出書が提出されないで当該適格機関投資家向け証券の譲渡が行われたことを知った場合は、その旨を財務局長に通知しなければならない。